

平成 19 年 10 月 6 日 制定

日本地域学会

日本地域学会機関誌印刷業者総合評価落札方式に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）機関誌『地域学研究』印刷事業者の選定に関する規程（以下、印刷事業者選定規程）第 10 条の規定に基づき、同規程第 7 条に規定する総合評価に関する事項について定める。

(得点配分)

第 2 条 価格評価および技術評価への得点配分は、その評価点の満点が、各々 100 点および 200 点となるように行う。

(予定価格および基準価格と守秘義務)

第 3 条 印刷事業者選定規程第 7 条第 5 項に規定する価格の範囲（以下、適正価格の範囲）は、その上限値と下限値の差の当該上限値に対する割合（適正価格率）が、概ね 25%以上 50%以下となるように定める。

2 前項に規定する上限値を、価格評価を適正に行うための基準価格とする。

3 適正価格の範囲は、印刷事業者選定規程第 7 条第 14 項に規定する落札者選定委員会（以下、委員会）が定める。

4 委員会の構成員は、適正価格の範囲、基準価格およびこれらに関連する情報等を、委員会の構成員以外の者がこれらを直接的にあるいは類推可能な形で知り得る情報の流出を直接的あるいは間接的に行ってはならない。

(価格評価)

第 4 条 価格評価は、第 2 条で配分された得点に入札価格を基準価格で除した値を 1 から控除した値との積を A 倍した値を評価点とすることで行う。ここにおいて、A の値は、第 3 条第 1 項の適正価格率（%）で 100%を除した値である。

(技術評価)

第 5 条 技術評価では、評価項目とその評価基準を定め、各評価項目の必要性和重要度に応じて各々に得点配分を行う。

2 前項により配分された得点の総和は、第 2 条により配分された得点に等しくなければならない。

3 各評価項目の評価は、満点が当該評価項目の得点となるように評価点を与えることで行

う。

4 技術評価は、前項の評価点のすべての評価項目にわたる総和を評価点とすることで行う。

(専権事項と守秘義務)

第6条 総合評価落札方式における総合評価とこれに関連する業務は、委員会が実施する。

2 委員会の構成員は、その職務の内容およびその職務上知り得た事実について守秘義務を負う。

3 本学会の会長、副会長、事務局長、常任理事、理事、監事、幹事、委員会構成員および事務局秘書は、印刷事業者の選定に関わる職務内容およびその職務上知り得た事実について守秘義務を負う。

(細則)

第7条 この規程あるいは別に定める規程等では定まらない事項については、理事会の議を経て細則で別に定める。

(改正)

第8条 この規程は、理事会の議を経て改正することが出来る。

附則

この規程は、制定と同時に施行する。